

工場・事業場から発生する振動の規制基準			
区分		基準値(デシベル)	
時間	用途地域等	振動規制法	県生活環境保全条例
午前8時 ～ 午後7時	住専	60	60
	住居・調整	65	65
	近商・準工 商業	65	65
	工業	70	70
	工専		70
午後7時 ～ 午前8時	住専	55	55
	住居・調整	55	55
	近商・準工 商業	60	60
	工業	60	60
	工専		65

- ・住専・・・第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域
第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域
- ・住居・・・第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域
- ・調整・・・市街化調整区域
- ・近商・・・近隣商業地域
- ・商業・・・商業地域
- ・準工・・・準工業地域
- ・工業・・・工業地域
- ・工専・・・工業専用地域